令和４年度

稚内市議会

議会運営委員会行政視察

報 告 書

期　間：令和４年７月 11 日～14 日

訪問先：富山県南砺市、富山県砺波市、

石川県輪島市

〈議会運営委員会　行政視察復命名簿〉

●議　員

委 員 長	松 本　勝 利
副委員長	佐 藤 由加里
委　　員	伊 藤　正 志
委　　員	吉 田　大 輔
委　　員	千 葉　一 幸
議　　長	岡 本　雄 輔

●事務局随行

議会事務局庶務課 (主査)	大 沼　拓 哉

行政視察の選定と調査項目について

本市議会では各常任委員会及び議会運営委員会において、２年に１度の行政視察を実施しており、前回は令和元年に実施し、本来であれば令和３年度に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和４年度において実施することとした。

今回の視察においても、議会運営を円滑にかつ発展的に推進していくため、先進地から新たな要素を学び取り入れるべく、様々な観点から視察先と調査項目について検討を行った。

検討の結果、１点目としては、議案の審議・審査を円滑かつ効率良く実施していく手段として、提出議案に係る執行部からの説明や、それに付随する説明資料について調査することとした。

そのほかに、各視察先の議会運営全般に関することを調査するものとし、特に本市議会で未策定の議会災害時行動計画や、今後を見据えた市民と市議会の意見交換会などについて調査を行うこととした。

なお、視察先の具体的な選定にあたっては、出来るだけ効率的に訪問が可能となるよう、エリアをある程度絞りながら選定を進め、最終的に下記の３つの市議会を訪問させていただくことに決定した。

都道府県名	市議会名	調査項目
富山県	南砺市議会	・議会災害時行動計画 ・市民と市議会の意見交換会 ・提出議案に係る執行部から議員への説明会 ・議案の公開
	砺波市議会	・議会運営全般について（提出議案に係る執行部から議員への説明会や、市民と市議会の意見交換会を中心に）
石川県	輪島市議会	・議会運営全般について（特に提出議案に係る執行部から議員に対する説明や、議員からの資料要求における対応を中心に）

■南砺市議会における調査（令和４年７月 12 日 午前）

南砺市議会　蓮沼 晃一 議長による歓迎のご挨拶

南砺市の概要

南砺市は、平成 16 年 11 月１日、８つの町村（城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町）が合併して誕生し、富山県の南西端に位置し、面積は 668.64 ㎢（東西約 26 km、南北約 39 km）である。

約８割は白山国立公園等を含む森林豊かな自然に恵まれており、北部の平野では水田地帯の中に美しい「散居村」の風景が広がり、独特の集落景観を目にすることができる。

気候は、典型的な日本海側気候で、平野部では西風や冬の雪、夏の暑い日差しを遮る屋敷林（カイニョ）で家屋を守る景色が見られる。また、特別豪雪地帯に指定されている山間部では積雪が多く、最大３ｍを越えることもある。

産業構造を見ると平野部ではアルミニウムや建築建材等を中心とする製造業、山間部では建設業や観光産業などサービス業の就業割合が高い。農業では水稲が耕作面積の大半を占めており、これに伴う酒米生産も盛んに行われ、他には里芋やチューリップ球根、赤かぶ等があり、干柿の産地としても全国的に有名である。

令和２年の国勢調査によると人口は 47,937 人で、市町村合併した平成 16 年 11 月の選挙では議員定数は 34 人となり、合併前の８町村の合計では 91 人であったため結果として約３分の１となった。また、改選ごとに議員定数を削減しており、30 人、24 人、20 人、令和２年の選挙では定数は 18 人となった。常任委員会は３委員会が設置されており、平成 25 年には議会基本条例が制定されている。

●南砺市議会における議会改革全般について

（南砺市議会 議会運営委員会 榊 祐人 委員長より）

議会基本条例は県内３番目に施行しており、これにより報告会を毎年開催し、本会議の一般質問では一問一答方式を導入、また当局に反問権も付与しているが、これまで一度も使用がない。現在は、一括質問方式と一問一答方式の選択制だが、現在はほぼ全てが一問一答方式である。

また、議会改革特別委員会では基本条例の検証も行っているが、今後その内容を吟味し、必要な場合は改正を行っていく。これまでは議員間討議と政策検討会議の２点を追加する改正を実施してきた。

タブレット端末についても平成 29 年９月定例会より本格運用しており、ペーパーレスを進めているが、実際は印刷していることも多い。４年ほど使い電池の消耗も大きく、今年の春に入れ替えている。

通年議会は令和２年の 12 月に導入し、集中審議期間として６月、９月、12 月、３月の４回を設け、今まで臨時会としてきたものが「何月」会議という形になっている。昨年はコロナの影響でほぼ毎月会議を実施した。今年もほぼ毎月実施している。通年議会のメリットは即時対応が可能なことであり、招集権が議長にあるので議会の都合で開けるというメリットがある。県内では南砺市だけである。

議員間討議については平成 30 年８月に策定している。これまで何度か議員間討議を行い、当局提案の議案の修正も行っている。

南砺市議会運営委員会　榊委員長による説明

●提出議案に係る執行部から議員への説明会について----------

①南砺市議会からの概要説明

・申し合わせでは、開会日の概ね７日前に議会運営委員会で概要の説明を受けることになっている。

・後に議案説明会を開催し、全議員に対して執行部から説明をしてもらっているが、説明会はあくまでも説明だけであり、質疑は一般質問や常任委員会にて行うことになる。

②質疑応答

【質問】　資料説明に係るものは、新規事業に限るものなのか？

【回答】　全ての事業を対象にしているが、説明会は時間も限られているので、概要説明にする課もあれば、一つひとつ説明する課もある。説明会の時間割を見ながら担当課が、既存の事業は詳しい説明無しで説明しており、新規事業を中心に説明をするようにしている。

【質問】　説明を受け、更に議員側からもっと詳しい資料を要求されることは無いのか？

【回答】　その場合、議員個人ではなく委員長経由で、こうした審査をしたいので資料が欲しいと要求することが多い。

【質問】　説明会は全員協議会のような形なのか？

【回答】　一応、全員協議会のような形をとっている。公開ではないが議員全員に説明をしている。なお、通常の全員協議会には執行部の三役は出席しているが、この説明会には出席しない。また、資料には写真なども相当数載せており、資料だけでも厚くなるが、それでもまだ資料要求されることもある。

●その他、議会運営に関する事項----------

①南砺市議会からの説明

・議会災害時行動計画について

平成30年の2月に策定したが、運用する場面が一度もなくこれで良いのか不明なことも多いが、議員が直接的に様々なことに携わることは少ないものと思われ、一住民として自分が住んでいる地域のことを優先すべきなのかなと考えている。そのため、この計画自体が機能するのかどうかという検証ができずに進んでいる。

比較的、富山県は地震が少ないため、この計画の対象となる事象が無く、むしろ、風水害による懸念がある状況であり、道路が遮断されると陸の孤島となる地域もある。

・市民アンケートについて

令和元年７月に、市議会に関する市民アンケートを実施している。無作為抽出の1,500人にアンケートを郵送し、回答率が38%であった。

アンケートで見えてきたものは、議会に対する厳しい視線であり批判的な意見が多かった。

当時は定数をどうするかという議論があり、市民の考え方を知りたくてアンケートを実施したが、定数だけではなく併せて他の項目も設けた形とした。

・市民と市議会の意見交換会について

議会だよりは年４回発行し、議会報告会も実施しているが、コロナの影響でなかなか実施できておらず、例年４回で８地域を回っていたが、昨年は２回で４会場であった。

コロナの影響もあるが、年々回数が減少していることと、来場する顔ぶれが固定化してきている印象がある。

テーマに沿って意見交換を行うが、テーマ以外のものも受け付けており、議会報告会を終えた後、報告書を作成して出された意見を取りまとめ、今後どうしたら良いか検討している。

意見交換会で出されたものをもとに、常任委員会で質問する議員もいるが、質問する以上は市民の声をしっかりと把握して、当局と確認をしたうえで委員会に望むべきだと考えている。

・事業評価と決算について

事業評価を導入したのが２年前なので今年で３年目だが、当局で実施した事業を幾つかピックアップし、継続すべきか廃止すべきかを議論している。

初年度には６事業で去年が８事業、14 事業のうち廃止すべきと指摘したものが１つあった。

この事業評価をもとに次の年の予算に反映してもらえるよう申し入れをしており、予算編成時には市長から、こうした形で反映したとの回答をもらうようにしている。

・議案の公開について

平成 30 年度より市のホームページで公開をしている。日程についてもホームページ上で公開をしており、傍聴者に対しては議案の貸出も行っている。

②質疑応答

【質問】　災害時の議会の役割について検証が必要とあったが、実際に訓練等はやったのか？

【回答】　市としての訓練はやっていたが、当局側のみのものであり、議会としての訓練は実施していない。議員が総合防災訓練に参加しても来賓扱いで、議員は当局の動きを確認する程度である。議会の動きは確認していない。

【質問】　議員は宙に浮いたポジションだが、今後において、議会として訓練する予定はあるのか？

【回答】　具体的には何も決めていないが、傍観者というよりも具体的に考えていかなくてはいけない時期なのかもしれない。

【質問】　通年議会に関して聞くと、ある議会では良かった点もあるが、地方議員は非常勤であり、それが通年となれば、仕事も抱えていると議員はできないと言って選挙に出なかった方もいるらしいが、通年議会にいしてハードルが上がったことはあるのか？

【回答】　印象では、通年議会にして忙しくなったものは無い。感覚としては、通年議会になって議員もしっかりと仕事をしているように見られるようになったのではないか。

【質問】　議員報酬について長期休業した場合などの減額条例はあるのか？

【回答】　報酬額は平成 16 年度以来、年額 38 万円から変化していない。欠席の要件に係る条例改正はしたが、これに伴い報酬を減額するか否かは決めていない。

【質問】　災害時行動計画に関して、現在コロナ禍だが、この計画があってやりやすかった、またはやりにくかったということはあるのか？

【回答】　直接的なことは無かった。実際には災害対策会議を行ったが新たな対策を講じたわけではなく、状況報告のみであったので、現在はタブレットを活用して情報を流している。以前は南砺市で何人発生したというものを毎日のように流していたが、今は大きなもの、クラスターなどが発生した場合に流している。

【質問】　稚内ではオンラインで委員会を開催できる仕組みはできているが、実際は実施していない。また、コロナに感染した場合などの指針も設けたが、この災害時行動計画を活用してそうした動きは無かったのか？

【回答】　８月に行政視察を予定しているが、そこでオンライン会議について調査しようと考えている。

【質問】　市民アンケートに関する内容や調査費用、結果に対して、議会として何か見えるものを実施したのか？

【回答】　報告書を作成しており、改選に向けて議員定数をどうするのかということを調査するために実施したが、厳しい意見が多かった。厳しい目を持った方が回答をしてきたものと思うが、費用は議会費から支出し、議員内でチームを作り実施した。

【質問】　アンケート結果により議員定数を削減したのか

【回答】　アンケートの結果により削減したということではないが、人口減なども考慮し、最終的には削減している。

【質問】　災害時行動計画について、稚内市も地震が少ないが大雨や暴風が多い状況である。そうした中で、胆振東部地震でブラックアウトが起き、住民の様々な意見を行政に伝える時、バラバラと議員が市役所へ行くと、行政側が対応しきれないなどの問題も生じている。そうした経過も踏まえたうえで計画が策定されたのか。

【回答】　色々な災害が各地で起き、議会側でも作っといた方が良いのではということが発端であり、更に当局側も災害時行動計画を持っていたこともあって作成することになった。議員が直接災害対策本部に情報を流すよりも、災害対策本部からの情報を市民に伝えることが議員の仕事なのではと話をしていた。大きな災害があり議会が止まったとしても、当局は災害対応が優先であり、議会ができることは今後の方向性などをきめておく位だろうと。

南砺市庁舎前 及び 議場にて

■砺波市議会における調査（令和４年７月 12 日 午後）

砺波市議会 有若 隆 副議長による歓迎のご挨拶

砺波市の概要

砺波市は、富山県西部に位置し、面積は約 127 ㎢（東西約 14 ㎞、南北約 16 ㎞）で、市域を縦貫する一級河川「庄川」によって形成された砺波平野には、屋敷林に囲まれた家々が点在する「散居村」が広がっており、そこには日本の農村の原風景を見る事が出来ます。そして、屋敷林（カイニョ）の中、切妻屋根アズマダチの農家が、碁石を散りばめたように点在する散居村は春から夏は萌える緑、秋は黄金、そして冬は銀白のじゅうたんと四季折々、美しい田園風景がある。

農業分野では、砺波米や雪たまねぎをはじめ、日本有数のチューリップ球根や種もみの生産地として知られると共に、国内トップシェアを誇る工業製品を生み出す工場や、優れた技術力を持つ中小企業と伝統ある木工業などが振興しており、市街地においては区画整理事業により大型商業施設が立地し、農・商・工のバランスが取れたまちづくりが展開されている。

こうして多種多様な商業施設が揃い、医療や子育て環境・高齢者福祉なども充実した日本有数の“住みよさ”を誇る、便利な田舎暮らしが魅力の地方都市とされている。

人口は令和２年度の国勢調査によると 48,154 人であり、議員定数は 18 人となっており、平成 31 年３月に議会基本条例が制定されている。

稚内市議会 議会運営委員会 松本勝利委員長 挨拶

●砺波市議会における議会改革全般について（砺波市議会事務局より）

平成 31 年３月に議会基本条例を制定した。市民に広く情報発信することとしており、定例会で審議したものについての報告会や意見交換会を実施し、議会の見える化を図り、より開かれた議会を目指すものとしている。

また、市民から頂いた意見は議会や議員の政策に反映させていただく。これは条例の逐条解説でも謳われており、審査の経過や結果について報告するものとし、諸課題に対処するため市民・各種団体と意見交換会を実施するものとしている。

要綱では年 1 回開催するものとしており、第１部で報告会、第２部で意見交換会を実施するものとしている。

●提出議案に係る執行部から議員への説明会----------

①砺波市議会からの概要説明

・先ず３週間前の議会運営委員会において、企画課長、総務課長、財政課長が出席し、議案一覧表をもとに説明を行う。

・一週間前に行われる議会運営委員会には同じメンバーが出席し、ここでは議案をもとに説明を行われる。これは招集告示日に行う。

・招集告示日の２日後に議案説明会が開催される。ここでは全議員に対し、議案を提出する所管課長から議案書、議案説明資料、予算書に関する説明資料により説明が行われる。（３月定例会は、提出議案が多いので２日間設けているが、それ以外の定例会は１日間で、約１時間半）

・議案説明後に、常任委員会、委員協議会を必要に応じて開催し、付託された常任委員会毎に議案について不明な点・詳細について所属課長から説明を受けている。この委員協議会では常任委員会でされる質問の調整なども行われ、議案に関する事前資料についてもここで請求されている。

※ 定例会常任委員会では協議の時間を長くとることから説明は行わない。

※ 当初予算に関しては各会派への説明も行っている。

②質疑応答

【質問】　１週間前の議会運営委員会で出される説明資料はどの程度のものか？また、予算の金額的なものだけなのか、それとも事業の中身についても詳しい資料を提出しているのか？

【回答】　議案書と議案説明資料と予算に関する説明書の３つしかないので、詳細なものについて後程説明するということで、この場では出てこない。ここで聞いて分からないものがあれば、常任委員会委員協議会で資料を要求する。従って、ここではこういう議案や予算が出るということだけで、より詳しい資料が欲しいときは、告示２日後の議案説明会・常任委員会委員協議会でもらうことになる。出されたものに関する説明は常任委員会委員協議会になる。（稚内市議会と比較すると、説明会は無いが資料の出し方としては同じ）

【質問】　各会派への説明会は、議案の説明会を行った後に必要に応じて行うものか？

【回答】　どちらかというと会派の説明会が先に行われる。報道で予算概要が出る前に説明を行う。会派が少ないので全会派に行う。その後は先述の流れになる。

【質問】　３週間前の議会運営委員会において、当局側では議案は固まっているのか？

【回答】　ここではある程度のものを説明する。議案はこういうもので規模はこのくらいというものであり、これをもとに議会の日程が決まっていくというストーリーになっている。議案説明会は全員協議会のような形式をとり、詳しい質疑は当然受けない。その説明会後に開催する委員協議会では、常任委員会毎に分かれて実施し、それぞれ６人の議員が出席するが、そこでは補足資料の請求も行われる。

〔補足事項：議員側は資料については、あれも欲しいこれも欲しいということになるが、当然、執行部側はなるべく資料を作成する職員のことも考えて欲しいということにもなるので、事務局としてはつらい立場にある。〕

【質問】　提出する資料を現存しているものに限定したりはしていないのか？

【回答】　資料を最初から作る場合もあるので、あまりにも細かく多い場合は、執行部側においても勘弁してほしいということもある。

【質問】　資料について「出して欲しい、出せない」の押し問答になった場合は、どのように解決するのか？

【回答】　あくまでも話し合いで解決することになるが、最終的には常任委員会の委員長の判断になっていく。

●その他、議会運営に関する事項----------

【質問】　市民と市議会の意見交換会の開催はどの程度か？

【回答】　年に１回程度を目標にしている。昨年はコロナにより実施できなかったが、それまでは１常任委員会につき１回は実施している。

【質問】　団体などから意見交換会の申し込みがあれば受けるということだが、そういう機会はあるのか？

【回答】　各種団体から議会に意見交換会を申し出ることはまず無い。従って、常任委員会から商工会議所へ意見公開をしませんか、総務文教常任委員会であれば教育委員会と…というような形で進めている。

【質問】　この要綱を作った時点では申し込みがある見込みがあったのか？

【回答】　市民からより多くの意見を聞きたいということで開始した。当時は商工会議所さんが議会とお話をしたいというようなこともあった。

【質問】　稚内市でもこういった意見交換会の話が出ていて、要綱を持っているということは先に進んでいると感じる。呼びかけはしていると思うのだが、何故、市民団体からの申込が無いのか、その理由は分析しているのか？

【回答】　やはり議員に対しては敷居が高いという印象があるのではないか。こんな話はあるけれど…ということは聞くが、こちらから動かないとなかなか実現しない。

【質問】　傍聴者が非常に多い。意見交換会はハードルが高いようだが議会報告会に来る方々は多いのか？

【回答】　議会報告会については中学校区で行いそれなりに来る方がいる。

【質問】　最初はそれなりに来るが、後に少なくなるというようなことは？

【回答】　そうした傾向もあるため、以前は一方的な報告会とする傾向があったが、今年は皆さんの意見を聞きましょう、意見を聴く会ということで名称変更や、中学校区もまとまっている部分を細かくして実施してみてはどうか、更に議員の出動人数も増やして皆でやって行こうと話を進めている。

【質問】　それは議員全員が共通認識として捉えているのか？

【回答】　これは議会基本条例を制定したときに決めたことなので有無を言わせずやりましょうということになっている。年配議員も若手議員も関係なく、机の出し入れから行っている。

【質問】　議会事務局の携わり方は？

【回答】　当然、休日や夜間にもあるため交代や地区割して補助しているが、受付程度である。１・２人で写真や検温などを行う。司会や記録は議員が行い、横看板など設置したり仰々しいものではなく、車座でひざを突き合わせて行えるような会合にしたいという思いでやっている。

【質問】　一般質問などのネットによる議会の配信は？

【回答】　リアルタイムによる配信はまだ実施していない。いずれ実施したいが、現在は地区のケーブルテレビで定例会の録画配信を行っている。YouTube では字幕編集などの時間を頂いたのち配信している。リアルタイムではないので、傍聴者が多いのかもしれない。

【質問】　議案の公開を実施したのはどういった理由からなのか？

【回答】　議案の公開は当局側がしているが、公開に至った経緯は、周りの議会で実施しているところがあるので公開してはどうかといった声が、傍聴者から寄せられたこと。色々な公開の方法があり、紙にして配るところや貸し出しだとかあると思う。ただし砺波市は議案書のみの公開で、予算書までは公開をしていない。なお、常任委員会では予算書の貸し出しはしている。コピーはさせていないがメモを取るぐらいはあると思う。

砺波市庁舎前 及び 議場にて

■輪島市議会における調査（令和４年７月 13 日）

輪島市議会 森 裕一 議長による歓迎のご挨拶

輪島市の概要

輪島市は、本州中央部日本海に突出した能登半島の北端に位置し、平成 18 年２月に、旧輪島市・旧門前町が新設合併し、新「輪島市」として市制を施行した。 面積は約 426 ㎢（東西約 42 km、南北 31 km）である。

高洲山(標高 567m)を頂点とする山地が全市区域面積の約 80%を占め、東西に連なって海に迫っており、50km 余に及ぶ海岸線は優れた自然形態を呈し能登半島国定公園に指定されている。

また、中世には曹洞宗の本山「總持寺」が開かれ、北前船の世紀には「親の湊」と呼ばれ海上交通の要衝として栄えるとともに、江戸中期以降は日本が誇る伝統工芸漆器である輪島塗が盛んとなった。

このほか、国の名称となっている白米千枚田、更に千年以上もの歴史がある輪島朝市などを活かした観光産業や、輪島ふぐやアワビ・サザエなどの漁業を基幹産業としている。

令和２年の国勢調査では、人口は 24,608 人で、議員定数は平成 18 年の合併時には 34 人を有していたが、その後改選を経て２４、２０、１７と削減され、現在は 15 人となっている。

●提出議案に係る執行部から議員に対する説明や、議員からの資料要求における対応について----------

①輪島市議会からの概要説明

・定例会の本会議開会日の一週間前に、「議案説明の全員協議会」を開催しており、ここで概要を説明している。条例案やその他の議案について、所管する部長から説明を行っている。

・予算については、財政課を所管する企画振興部長から概要を説明した後、一般会計については委員会ごと（総務文教委員会の所管事項、産業厚生委員会の所管事項の順）に説明が行われる。

・全ての議案について説明を終えたら、全議員に対し資料の要求が無いか、議長から確認を行う。

〔補足事項：質問したい議員がいる場合もあるが原則認めていない。（地方自治法 115 条の規定による）〕

・要求を受けた資料に関しては、一週間後に開かれる本会議までに、要求した議員と執行部の担当部局との間で調整が行われる。

・議会が開会し、初日本会議にて執行部からの提案説明の後、休会に入り、全員協議会が開かれ、そこで資料要求を受けた部長から提出する資料の説明が行われる。

〔補足事項：ここでは既に議案が上程されており、全員協議会も会議録を残すため、当然、質問も受けるが、この後に本会議や委員会が控えていることから、あまり深い質問はしないように申し合わせている。〕

≪その他、議案の審査に関する補足説明≫

・審査の順番について、以前は予算から審査をしていたが、現在は先ずルール（条例）を決めてから、お金（予算）の話をするという順にしている。これは消費税の改定に伴う公共施設の使用料に係る条例改正案がきっかけで、予算案を審査してから条例案の審査をしても意味がないという話になったため。

・予算決算委員会に付託をしてそこで分科会が作られ審査しているが、委員会が分科会に名前が変わったと考えてもらえば良い。

・以前は、新年度予算や決算などのボリュームが多いものに関しては、各会派に持ち時間を与えて、通告制の総括質疑を行っていた。ただし、自分が所属する委員会の分野に関しては、委員会で質問を行うものとし、この総括質疑では自分が所属しない分野について質問をしてもらっていた。つまり、総務文教委員会の議員は、総括質疑では産業厚生分科会のことしか聞けないという申し合わせがあり、議員からやりにくいという声が出てきた。そのため、現在は２日間、全員で予算決算委員会の審議を行っている。ただし全員でやると大変なので、申し合わせでは２日間あるうちの１日は総務文教委員会だけの審議で、産業厚生委員会は委員外委員という立場で入っていただく。質問もして良いが、総務文教委員会の委員からの質問を終えたのち、私も質問したいという流れで行っている。次の日はその逆を行う。

・総括質疑は少数会派にも平等に与えられていたので、これを無くすと別の委員会に関する質問が出来なくなるので、全員で審査を行いませんかという提案をして、議会運営委員会で協議し、実施してみようという形になった。全員でやると時間が長くなるという懸念もあったが、以前の１日は総括質疑、次の日を分科会で審査をしていた時に要した時間と、結果としては同じような時間の消費量だった。

②質疑応答

【質問】　稚内市議会では分科会方式を用いておらず、議案の説明会も行っていない。

【回答】　県内他市議会を見ると、本会議で予算の説明を行い、暫時休憩して全員協議会を開き、そこで細かく説明を受けるという議会もある。

説明会を行わない理由は執行部にもあると考えられ、本会議に上程する前に伝えることでと、干渉など何かが起きる可能性もあり、そうした事が理由と想像できる。

しかしながら、議員側は限られた時間の中で、出された議案が良いか悪いか決めなければならない。持っているのは修正権だけ。執行部は練りに練った案で、国の制度や補助金もあるので認めてほしいとお願いしてくるので、実際のところ、議員側は非常に大変だろうなと思う。そうした事もあり、今までの審査がやりにくいという話や、少数会派の意見を色々とお聞きし、議会運営委員会でお話をさせていただいた。

【質問】　要求して提出される資料に関しては何か制限はあるのか？

【回答】　基本的に要求された資料は提出しているはず。

ただし、内容によっては資料だけを見せてその場で回収する場合もあると考えられる。

〔補足事項：委員会の場合、資料提出は任意であり、説明員の出席も任意。議長に対して委員長が、委員会を開くので執行部に説明員の出席をお願いして欲しいというものである。自治法では本会議においては説明員の出席は義務であるが、委員会の場合は強制権が無く、そこは議会と首長の関係にもよると思う。〕

【質問】　資料の中には要求されて、初めて執行部職員が作ることもあるのか？

【回答】　それはあると思われる。ただし執行部においても、実際に担当部局が作成した後には、幹部まで確認してから出すことになるので、当然、確認する時間もかかる場合もあり、逆に既存の資料があって早く出てくる資料もあると考えられる。

【質問】　資料を出すか出さないかは説明会の場で部長が判断するのか？

【回答】　全員協議会なので課長級も出席しているが、要求される資料が既にあるもの、これから作るものの何れかは不明だが、出せないと答弁があった記憶はない。

【質問】　稚内市では情報公開条例に基づき既にある資料は出すことになっているが、新たに作成してまでは出さないこととしている。議員側でもルールを作り、それを守れば結構な資料はだせるのではないかと思う。

【回答】　議決するためのものであって、そこに必要な資料も出さない、説明も無いと言うのであれば否決するしかないのではないのか。

【質問】　稚内市では、定例会中は補正予算関連でなければ質問ができないが、それ以外の質問ができる場面はあるのか？

【回答】　月に１度、全員協議会を開き、定例会と定例会の間に実施しているが、執行部から市政に関する報告を受けてそれに対する質問をする。その他に普段の議員活動から生じる質問をする場面がある。ただし、議案の説明時の全員協議会ではそうした質問がある場合は遠慮をしていただいている。

【質問】　資料要求に関しては口頭によるものか？

【回答】　紙により要求していることは記憶にない。執行部側は議案を認めてもらわなくてはいけないので出すだろうし、もちろん出せる範囲は限られているので、それなりの資料を作っていると思う。

他議会では紙で要求し、議長がそれを受け、執行部側に要求する議会もある。それは議員活動なのか委員活動なのかの区別もあると思う。

執行部側も個人的に渡すと一部にしか渡していない等の問題も生じるが、全員協議会のような記録が残るところ以外で、所管課長に来てもらい個別に要求することに制限はしていないので、別の資料をもらっている議員もいると思う。

【質問】　稚内市では情報公開条例で提示できる範囲ということで、既存の資料があれば提出することで対応しているが、輪島市議会のように資料について制限が無い場合、資料を作るとなると通常業務の範疇に収まる作業量なのか？

【回答】　時には膨大な量の資料要求があり数日間残業して対応したこともあった。基本的に出せないということは無い。渡せる範囲の中で提出する。基本的には審議する議員が納得してもらわないと困るということが理由。

〔補足事項：議員側は詳しいことが分からないから質問をするし、それが記録に残る仕組みになっている。極端に言うと十分な資料が無いから理解できず納得もできないので賛成できないことに繋がるので、そこはあくまでも議会側と執行部側で多少歩み寄って調整していくべきだと思う。〕

輪島市庁舎前 及び 議場にて

視察を終えての各委員の所感

●提出議案に係る執行部から議員に対する説明や、議員からの資料要求における対応について

・今回視察した各議会では、議案審査は分科会方式で行われており、本市議会のように議案特別委員会を設置していないが、提出議案の審査手順としては議会本来の審査を行っているものと感じた。それは、提出議案の説明が日程を確保して行われている点であり、説明に基づいて資料請求がなされ、その上に立って審査の質問が出されるので、まさに本来の姿ではないのかと感じた。本市議会のように、本会議上程時に概要説明を議案特別委員会で説明され、質問をするような形では、日程上、審査そのものに対する時間的制約が生まれる可能性があり、見直しに値すると考える。

・現状では議案が配布され、説明がないまま資料要求しており、逆に、説明があれば必要のないものまで資料要求することになるので、無駄を省く意味でも議案説明の時間を設けることは意味があると思う。

・議案説明資料の内容が秀逸であったことが印象的で、本市においても見習うところがあると感じた。

・予算概要の説明資料が執行部側から提出されているが、事業内容や財源内訳などがより具体的に示された資料となっている。本市では資料要求をしてから具体的な内容を知ることになり、どの事業に対しても最初からわかりやすい資料を提出してもらうことや、特に新規の事業に関しては、最低限、最初から詳細な資料を提出してもらうことが必要であると感じた。

・提出議案に係る執行部からの説明会について調査し、稚内市においても執行部からの説明会の実施があることが望ましいと思えた。今後の議会運営において、本調査のような説明会実施に向けて調整することが、二元代表制において必要ではないかと考える。

・輪島市議会における議案説明・資料要求に対応については、議案を説明するため、理解を得るために、資料要求に最大限答える姿勢とそのための資料作成には大変関心させられ、議決をすることの重みをあらためて考えさせられたた。執行部には我々議員に十分理解を得て議決をもらうという考え方、手法、情報提供など再度認識を深める機会が必要であると感じた。

・委員会で審査前に概要や経緯などを確認できる点は、委員会時の質疑や資料要求に向けてメリットが大きいのではないかと感じた。

・資料要求についても本市と異なり、現存しない資料の提出要求が行えるが、担当部局には要求された資料を短時間で用意する・作るという負荷がかかるため、この点の良し悪しは判断が分かれるだろう。ただし、「何でも要求できる」というのは如何なものかと思うと同時に、事前説明を実施すればある程度は補完出来るのではないかと感じ、本市が導入する場合は、資料要求する議員にどのようにして節度を求める形とするかが検討課題だと思う。

・特に輪島市議会では、議員の資料要求については全て提出することを基本にしており、「議員の疑問に答えられないと、よくわからない事業に賛成できないとなってしまう。できるだけ資料は出していく」とのことでした。また議会運営のみならず、議会と行政の在り方、あるいは議会事務局の在り方等についても大変参考となった。

・それぞれの市で色々な運営手法があるのだと感じたが、常任委員会への付託ではなく特別委員会を設置して審議の方が有効だと再認識した。

●議会運営に関する事項・その他について

・災害時行動計画や意見交換会は、まだまだ課題も多いのだろうと推察するとともに、行動計画を持ちながらもコロナ禍において機能していない部分については、この類の計画の限界を感じた。

・災害時において、被災者と行政の中間のような存在となる議員・議会は、どのように行動すべきかを考えなくてはならないと思っていたが、南砺市議会はすでに制度化をしており、主に災害発生時・避難時・復旧時期に分けて議員の行動、議会の役割が定められていたが、災害発生時を想定した訓練は未実施とのことであった。その点が今後の課題ということであり、稚内市議会では議会事務局を議員側との情報のやり取りの窓口とするという所までは決まっているが、より踏み込んだ制度構築も必要だと感じた。

・災害時行動計画については、策定後に大きな災害等は起きていないため、計画についての検証はできていないということだが、主には行政側の情報を市民に伝える役割を担う内容になっているとのことであり、各地域の議員からの情報を議会として集約し、行政側に被害の実態や必要な支援等の情報共有などを行うことも必要ではないかと思った。

・市民アンケート調査は、議会基本条例施行後、市民に議会改革がどのように見えているかを把握するためを実施したとのことで、1,500 人を無作為抽出し、572 人からの回答で回答率は 38.1%。興味深い設問は、議員定数についてどう思うかという点で、稚内市議会においても、議会として議会改革が市民にどう思われているのか、一考するためにこのようなアンケート調査は意義あるものと考える。視察を有効に活かすためにも、アンケート調査実施すべきと考える契機となった。

・輪島市議会事務局の担当職員の議員活動に対する理解と引き出しの多さに圧倒された。本市でもそのレベルを求めることは酷かもしれないが、高いレベルの議会担当職員がいることと同時に議会能力が高まるものではないかと思えた次第であり、議会事務局にて共有をいただければと思う。

・視察に行くと毎回のように感じることとして、現地の職員の力量と意気込みの素晴らしさがある。本市の職員がどういった視察対応をいているかは承知していないが、今回においては特に輪島市の議会事務局職員の対応は素晴らしく、本市もそうであってほしいと願うところである。

・余談であるが、砺波市議会において冒頭にご説明をいただいた、㈱明治とのコラボ企画である「街の強さひきだすプロジェクト」は、大変興味深く本市でも何か企画できないものかと感じた。

●今後について

今回の行政視察では、特に「提出議案に係る執行部からの説明や資料要求のあり方」について中心に調査を行い、各議会で先進事例を調査してきたが、視察後に議会運営委員会において改めて協議を行い、本市議会における問題点や改善点、今後の方向性を確認した。

現在、今回の視察で得られた知識を基に、議案についてより一層理解を深めるための制度構築に向け、議案提出側となる執行部と協議・調整中であり、協議が整い次第、本市の議会運営に役立てていく考えである。